

2022年5月31日

株 主 各 位

東京都中央区月島2丁目3番1号
株 式 会 社 大 冷
代表取締役社長 富 田 史 好

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月15日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月16日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜」 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日のご来場自粛のお願い
株主の皆さまの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。
 - ◎ ご来場を予定されている株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ この「招集ご通知」に添付すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.dai-rei.co.jp/>）に掲載しておりますので、この「招集ご通知」の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、この「招集ご通知」の添付書類記載のものほか、「個別注記表」も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.dai-rei.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が相次いで発出され、景気は落ち込みと持ち直しを繰り返しました。後半に入り感染拡大が落ち着いてきたことで、経済活動は再開されて個人消費が持ち直すとともに、輸出や設備投資も回復傾向となり、経済は正常化に向かいました。しかし、年明けからはオミクロン株による急激な感染拡大が続いており、個人消費は再び減少に転じ、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

国内食品業界におきましては、新しい生活様式の定着により内食需要は依然として高く推移しており、この状況はしばらく続くと見込まれております。外食需要は緊急事態宣言等の解除後、緩やかな回復傾向にありますが、コロナ禍以前の水準まで回復するには時間を要するものと考えられます。また、物流停滞に伴う供給面での制約、原材料や原油価格の高騰、ロシア・ウクライナ情勢に伴う下振れリスクなど、引き続き、業界全体で厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような状況のもと当社は、新型コロナウイルス感染症による消費者の生活様式の変化が引き続き売上に影響を及ぼす中で、えび商品の直接貿易に取り組むなど積極的に営業活動を進めてまいりました。以上の結果、骨なし魚事業におきましては、「ダイスカットシリーズ」など当社独自商品の拡販に努めましたが、「さんま」などの原料不足による販売減により売上高9,503,174千円(前年同期比1.6%減)、ミート事業におきましては、「楽らく匠味シリーズ」の拡販により売上高2,147,608千円(前年同期比5.5%増)、その他事業におきましては、直接貿易により調達したえび商品の大手ユーザーへの拡販が順調に推移したことなどにより売上高11,313,313千円(前年同期比4.6%増)となりました。これにより当期の売上高は22,964,096千円(前年同期比2.0%増)となりました。

損益面につきましては、売上増加に伴い経費が僅かに増加しましたが、直接貿易の推進による仕入コスト引き下げに引き続き取り組んだことにより、営業利益は1,045,619千円(前年同期比9.5%増)、経常利益は1,067,505千円(前年同期比5.9%増)、当期純利益は729,432千円(前年同期比6.6%増)となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当期における資金調達につきましては、特記すべき事項はございません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は16,446千円であり、その内訳は次のとおりです。

本社用電話設備	9,211千円
本社ビル厨房排気ダクト工事	3,170千円
社内システム用ソフトウェア	2,100千円
基幹システム用ソフトウェア	1,700千円
本社用厨房機器	265千円

1-3. 財産及び損益の状況

区 分	第48期	第49期	第50期	第51期
	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高(千円)	27,235,722	26,864,859	22,507,264	22,964,096
経常利益(千円)	1,083,031	1,197,574	1,008,291	1,067,505
当期純利益(千円)	735,708	814,127	684,243	729,432
1株当たり当期純利益(円)	122.45	136.18	115.46	123.43
総資産(千円)	12,262,634	10,992,220	10,856,577	11,523,242
純資産(千円)	7,626,086	8,007,951	8,266,438	8,670,188

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当期の状況につきましては、「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

1-4. 対処すべき課題

当社は、第51期について売上高24,000,000千円、経常利益1,000,000千円を目標として各種施策を推進してまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きありましたが、えび商品の直接貿易に取り組むなど積極的に営業活動を進めたことにより、売上高は計画を若干下回りましたが、経常利益は計画を上回ることができました。

第52期も新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業の落ち込み継続が予想されますが、骨なし魚事業におきましては、当社独自商品の「調味シリーズ」「ダイスカットシリーズ」の販売強化と、原料値上げに伴う販売価格の改定を推進してまいります。ミート事業におきましては、冷凍肉の需要増加への

対応のため、主力商品である「楽しく匠味シリーズ」を従来販売先だけでなく新たなマーケットに再拡販を図り、販売を強化してまいります。その他事業におきましては、大手ユーザーとの取り組み拡大を図るとともに、コンシューマー向け販売にもチャレンジして売上拡大を図ってまいります。

- 1-5. 当該事業年度の末日における主要な事業内容
 冷凍食品の製造販売ならびに輸出入業
 水産物の加工販売ならびに輸出入業
 魚介類の販売ならびに輸出入業
 農畜産物、林産物の加工販売ならびに輸出入業

- 1-6. 当該事業年度の末日における主要な営業所並びに使用人の状況

(1) 主要な支店

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区月島2丁目3番1号
東 京 支 店	東京都中央区月島2丁目3番1号
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区南1条東1丁目3番地
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区二日町16-15
高 崎 支 店	群馬県高崎市上中居町379-4
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区錦1丁目7番27号
大 阪 支 店	大阪府茨木市西駅前町5番8号
広 島 支 店	広島県広島市西区横川町2丁目7番19号
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区住吉4丁目3番2号

(2) 使用人の状況

使用人数 150名（前事業年度末比増減なし）
 平均年齢 43.6歳 平均勤続年数 15.8年

- 1-7. 重要な親会社及び子会社関連会社の状況

該当事項はございません。

- 1-8. 主要な借入先及び借入額

該当事項はございません。

2. 株式に関する事項

2-1. 大株主に関する事項

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ ル タ	2,753,500 株	46.59 %
古 田 耕 司	396,300	6.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	226,800	3.84
齋 藤 修	220,000	3.72
正 林 淳 生	97,500	1.65
大 冷 社 員 持 株 会	93,800	1.59
富 田 史 好	70,000	1.18
株 式 会 社 渡 辺 冷 食	63,000	1.07
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	55,600	0.94
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	43,923	0.74

（注）持株比率は、自己株式（98,627株）を控除して計算しております。

2-2. その他株式に関する重要な事項

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,008,300株（自己株式98,627株を含む） |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 11,447名 |

3. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	富 田 史 好		
専 務 取 締 役	黒 川 岳 夫	管理統括本部長兼経営企画室長	
常 務 取 締 役	青 木 伸 一	営業統括本部長	
常 務 取 締 役	高 付 広 昭	開発統括本部長	
取 締 役	工 藤 茂	管理部長兼情報システム部長	
取 締 役	荻 田 英 範	商品統括本部長	
取 締 役	長 尾 敏 成		弁護士、(株)ロイヤルメディカルクラブ社外監査役
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	高 橋 和 広		
取 締 役 監 査 等 委 員	川 田 剛		税理士、日本化成(株)社外監査役、(株)本間組社外監査役、日本ユニシス(株)社外取締役
取 締 役 監 査 等 委 員	大 谷 悦 夫		

- (注) 1. 取締役長尾敏成氏、川田剛氏及び大谷悦夫氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高橋和広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役長尾敏成氏、川田剛氏及び大谷悦夫氏を、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
4. 取締役長尾敏成氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
5. 監査等委員川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3-2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役長尾敏成、取締役川田剛及び取締役大谷悦夫の3氏の間で、会社法第427条第1項及び当社の定款第33条第2項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。

3-3. 役員報酬等

(1) 役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける役員報酬等は、当社役員規程に従って、世間水準や経営内容及び従業員給与などのバランスを考慮して役員の職位ごとに決定するものとし、原則として、基本報酬のみで構成され、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しません。

役員報酬のうち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額の算定は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位毎に職責に応じた年俸を定め、当社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを総合的に考慮して取締役会の協議により決定します。役員報酬のうち、当社の監査等委員である取締役の基本報酬の額の算定は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、当該方針につきましては、2021年2月16日開催の定時取締役会で決議しております。

(2) 役員報酬等についての株主総会の決議

当社の役員報酬等については、2019年6月18日開催の第48回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額2億5,000万円、うち社外取締役分は年額1,000万円の範囲内とすること、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額3,600万円の範囲内とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

(3) 役員報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7人 (1人)	135,900千円 (3,600千円)	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 (2人)	20,400千円 (7,200千円)	
計 （うち社外役員）	10人 (3人)	156,300千円 (10,800千円)	

(注) 上記役員報酬につきましては、当社役員規程に従って世間水準や経営内容及び従業員給与などのバランスを考慮して役員の職位ごとに決定しており、取締役会は報酬の内容が(1)役員報酬等の算定方法の決定に関する方針に沿うものであると判断致しました。

3-4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役である長尾敏成氏は、㈱ロイヤルメディカルクラブの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である川田剛氏は、日本化成㈱の社外監査役、㈱本間組の社外監査役、日本ユニシス㈱の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 長 尾 敏 成	当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜実施することにより、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行っております。
取 締 役 (監査等委員) 川 田 剛	当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。
取 締 役 (監査等委員) 大 谷 悦 夫	当事業年度に開催した取締役会18回のうち17回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会12回のうち11回に出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

4-2. 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)2.	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4-3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2013年7月12日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、2019年6月18日開催の取締役会にて一部改定しております。概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理方針」、「企業行動憲章」を制定し、各役職員はこれを遵守します。
- (2) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、各役職員はこれを遵守します。
- (3) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、これを実施します。
- (4) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、経営企画会議議事録、その他重要な書類等や取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- (2) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供します。

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理総括マニュアル」、「危機管理商品マニュアル」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- (2) 社長のもとに経営企画会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達します。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各取締役及び執行役員は各部門に業務執行状況を報告します。
- (3) また経営企画会議では、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行います。

- (4) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、「組織管理規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。
- 5-5. 当社における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「経営理念」、「倫理方針」などを社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保します。
- (2) 内部監査による業務監査により、社内に業務全般にわたる適切性を確保します。
- 5-6. 財務報告の適正性を確保するための体制
- (1) 経理についての規程を策定し、法令および会計基準に従って適正な会計処理を行います。
- (2) 法令および証券取引所の規則を順守し、情報開示に関する規程に則り協議、検討、確認を経て開示する体制を整備することにより適正かつ適時に財務報告を行います。
- (3) 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価および改善結果の報告を行います。
- (4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行います。
- 5-7. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保しません。
- (2) 当該使用人が監査等委員の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員が行います。
- 5-8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員に報告・情報提供します。
- (2) 監査等委員への報告・情報提供は以下のとおりとします。
- ① 重要な社内会議で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 重要な会計方針、会計基準およびその変更

(3) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員に報告します。

(4) 内部通報窓口への通報内容が、監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員へ通報を希望する場合は速やかに監査等委員に通知します。

5-9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

(1) 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

5-10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員と定期的に意見交換を行います。

(2) 監査等委員は、取締役会を始め、経営企画会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とします。

(3) 監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査等委員会は12回、経営企画会議は24回開催いたしました。

(2) 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

2022年3月31日 現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	[10,631,838]	[流動負債]	[2,477,132]
現金及び預金	2,743,246	買掛金	1,825,122
受取手形	26,573	リース債務	8,618
売掛金	3,862,335	未払金	198,752
商品	2,476,335	未払費用	216,006
貯蔵品	10,597	未払法人税等	200,439
前渡金	1,453,662	前受収益	833
前払費用	10,510	賞与引当金	27,359
その他	48,962	[固定負債]	[375,921]
貸倒引当金	△386	リース債務	25,179
[固定資産]	[891,404]	退職給付引当金	244,400
有形固定資産	643,736	その他	106,341
建物	92,553	負債合計	2,853,054
構築物	4	(純資産の部)	
機械及び装置	15,382	[株主資本]	[8,665,953]
工具、器具及び備品	1,047	資本金	1,909,825
土地	512,259	資本剰余金	686,951
リース資産	22,489	資本準備金	686,951
無形固定資産	20,721	利益剰余金	6,269,268
ソフトウェア	4,583	利益準備金	185,083
リース資産	11,308	その他利益剰余金	6,084,185
その他	4,828	別途積立金	2,100,000
投資その他の資産	226,945	繰越利益剰余金	3,984,185
投資有価証券	23,440	自己株式	△200,091
繰延税金資産	105,647	[評価・換算差額等]	[4,234]
その他	105,167	その他有価証券評価差額金	4,234
貸倒引当金	△7,310	純資産合計	8,670,188
資産合計	11,523,242	負債及び純資産合計	11,523,242

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

売上高		22,964,096
売上原価		18,998,402
売上総利益		3,965,694
販売費及び一般管理費		2,920,074
営業利益		1,045,619
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	323	
受取賃貸料	8,976	
為替差益	7,826	
その他	6,770	23,942
営業外費用		
賃貸収入原価	1,908	
その他	148	2,057
経常利益		1,067,505
税引前当期純利益		1,067,505
法人税、住民税及び事業税		338,896
法人税等調整額		△824
当期純利益		729,432

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
2021年 4月1日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	3,579,785	5,864,868	△200,091	8,261,553
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△325,032	△325,032		△325,032
当期純利益					729,432	729,432		729,432
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)								
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	—	404,400	404,400	—	404,400
2022年 3月31日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	3,984,185	6,269,268	△200,091	8,665,953

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2021年 4月1日残高	4,885	4,885	8,266,438
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△325,032
当期純利益			729,432
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)	△650	△650	△650
事業年度中の 変動額合計	△650	△650	403,749
2022年 3月31日残高	4,234	4,234	8,670,188

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社大冷
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石野 研司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 環

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大冷の2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社 大 冷 監査等委員会

監査等委員 高 橋 和 広 ㊞

監査等委員 川 田 剛 ㊞

監査等委員 大 谷 悦 夫 ㊞

(注) 監査等委員川田剛及び大谷悦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のための十分な内部留保に意を用いた上で、経営成績及び財政状態を勘案した利益還元を行っていくことを基本方針としております。上記の基本方針に基づいて、当期の業績や財務状況を総合的に勘案いたしました結果、当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき55円とするとともに、2022年6月に当社設立50周年を迎えることを記念して、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき10円の記念配当を加え、合わせて1株につき65円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金65円（普通配当55円、記念配当10円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は384,128,745円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月17日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条 会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p><新設></p>	<p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第2条</u></p> <p><u>1. 現行定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	とみた ふみよし 富田 史好 (1957年2月25日)	1981年4月 株式会社三和銀行入行（現株式会社三菱UFJ銀行） 2010年12月 株式会社アドヴァン入社 2011年12月 株式会社テクノフレックス入社 2012年6月 当社入社 取締役内部監査室長就任 2013年4月 取締役経営企画室長 2014年6月 代表取締役副社長経営企画室長就任 2019年6月 代表取締役社長就任（現）	70,000株
2	くろかわ たけお 黒川 岳夫 (1962年2月6日)	1984年4月 三和興業株式会社入社 1990年2月 株式会社コスモコミュニケーション入社 1995年4月 エヌ・アイ・テレコム株式会社入社 2001年7月 当社入社 2010年6月 取締役管理部長就任 2012年6月 常務取締役管理統括本部長就任 2019年6月 常務取締役管理統括本部長兼経営企画室長就任 2020年6月 専務取締役管理統括本部長兼経営企画室長就任（現）	40,000株
3	あおき しんいち 青木 伸一 (1960年1月22日)	1978年4月 東京雪印販売株式会社入社 1991年1月 ケンコーマヨネーズ株式会社入社 1993年2月 当社入社 2014年4月 執行役員東京支店就任 2016年6月 取締役営業統括本部長就任 2019年6月 常務取締役営業統括本部長就任（現）	8,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	たかつき ひろあき 高 付 広 昭 (1967年3月30日)	1990年4月 宝幸水産株式会社入社 2003年4月 日本スミカル入社 2004年4月 当社入社 2012年6月 執行役員広域事業部長就任 2018年4月 執行役員開発統括本部長就任 2019年6月 取締役開発統括本部長就任 2021年6月 常務取締役開発統括本部長就任 (現)	10,000株
5	くどう しげる 工 藤 茂 (1959年1月1日)	1981年4月 旭食品株式会社入社 1984年8月 株式会社大一広告入社 1986年3月 当社入社 2010年6月 執行役員情報システム部長就任 2014年2月 執行役員管理部長就任 2016年6月 取締役管理部長兼情報システム部長就任 (現)	10,000株
6	かりた ひでのり 荻 田 英 範 (1964年2月13日)	1987年4月 ニイミ食品株式会社入社 1990年7月 当社入社 2012年6月 執行役員企画開発部長就任 2017年4月 執行役員商品統括副本部長就任 2020年6月 取締役商品統括本部長就任 (現)	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	ながお としなり 長尾敏成 (1949年6月2日)	1973年4月 株式会社大和銀行入行（現株式会社りそな銀行） 1976年1月 警視庁入庁 1995年4月 弁護士登録 1996年4月 長尾敏成法律事務所開設（現） 2001年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員就任 2006年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員長就任 2010年6月 東京都における暴力団排除条例に関する有識者会議委員就任 2010年8月 財団法人（現公益財団法人）日本相撲協会暴力団等排除対策委員会委員就任 2012年3月 株式会社ロイヤルメディカルクラブ社外監査役就任（現） 2014年2月 公金管理に関する専門助言員（東京都）就任 2015年6月 当社社外取締役就任（現）	一株

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定
 当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。
 具体的には、冷凍食品業界、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。
 本定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、7名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定及び監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 長尾敏成氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 長尾敏成氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
5. 長尾敏成氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。
6. 当社と取締役長尾敏成氏は、会社法第427条第1項及び当社の現行定款第33条第2項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役大谷悦夫氏が辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、布施雅弘氏は大谷悦夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査等委員の任期の満了する時となります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ふせまさひろ 布施雅弘 (1957年9月4日)	1981年4月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 2008年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員監査部長就任 2011年6月 菱永鑑定調査株式会社顧問就任 2011年8月 同社代表取締役副社長就任 2014年8月 同社代表取締役社長就任 2015年6月 新興ブランテック株式会社(現レイズネクト株式会社)社外監査役就任 2016年6月 同社社外取締役監査等委員就任 2020年8月 菱進ホールディングス株式会社顧問就任	一株

(注) 1. 監査等委員候補者の選定

当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体现し、公正不偏の立場を保持しており、監査業務を遂行できる能力を有している人物を監査等委員候補者として選定し、株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。

具体的には、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、経営課題の提起及び監査等委員としての職務遂行を行うための十分な時間を確保できる者を監査等委員候補者として選定しております。

2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 布施雅弘氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

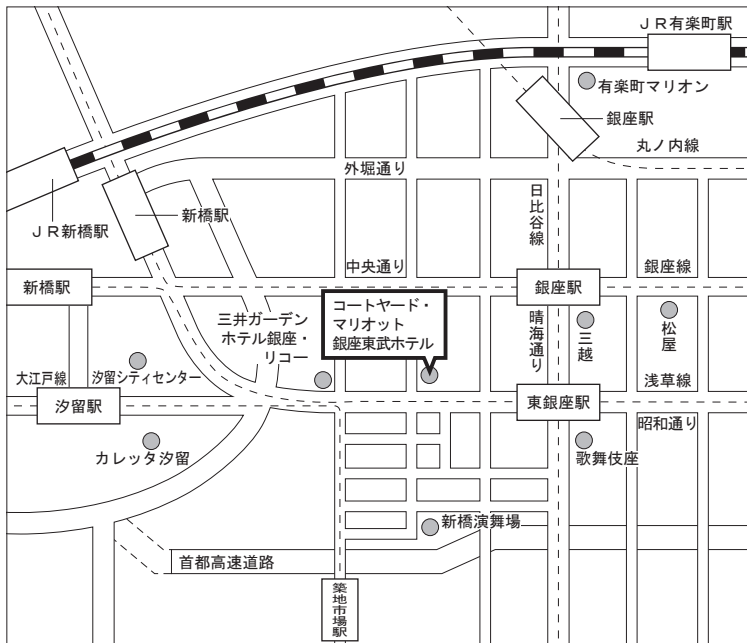
4. 布施雅弘氏は三菱UFJ信託銀行の出身者であり、これまでの豊富な業務経験から企業経営全般に関する監視機能を期待して、監査等委員として選任をお願いするものであります。

5. 当社は、布施雅弘氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社の現行定款第33条第2項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を超える部分については免責する旨の契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜」
電話 03-3546-0111



交通機関

東京メトロ日比谷線
都営地下鉄浅草線
東京メトロ銀座線
東京メトロ丸ノ内線
都営地下鉄大江戸線
J R 線

「東銀座駅」 A 1 番出口より徒歩 3 分

「銀座駅」 A 3 番出口より徒歩 5 分

「築地市場駅」 A 3 番出口より徒歩 7 分

「新橋駅」 銀座口より徒歩 10 分